道路占用工事に伴う舗装復旧範囲基準

令和8年4月1日施行

1 目的

相生市道(法定外道路等含む)での掘削等を伴う工事を施工した際の舗装復旧範囲について、以下のとおり定めるものである。

2 舗装復旧範囲

- (1) 舗装の復旧幅については影響範囲が道路中央を超過していれば全幅、超過していなければ半幅とする。別表【1及び2】のとおりとする。
 - (2) その他道路(法定外道路等含む)
 - ア 道路幅が 4m未満(水路を除く) の場合
 - 全幅を舗装復旧範囲とする。
 - ※舗装の切れ目・近接舗装部分まで 1.0m未満の場合は、復旧範囲に含める。

イ 交差点部

別表【3】の舗装範囲とする。

※主要道路の影響範囲による。

(3) 歩道

復旧範囲については全幅とする。

※舗装の切れ目・近接舗装部分まで 1.0 m未満の場合は、復旧範囲に含める。 ※タイル舗装等の特殊な舗装の場合は、別途協議を行うこととする。

3 舗装構成

別表【4】による。

4 その他

電気通信事業者については別表【5】を標準とし、舗装復旧範囲を決定する。

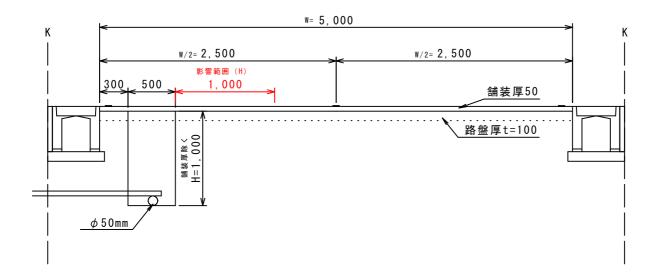
※上記基準によらない場合は、道路管理者との協議により決定する。

※原則、復旧範囲の立会確認を行うものとする。

【別表1】

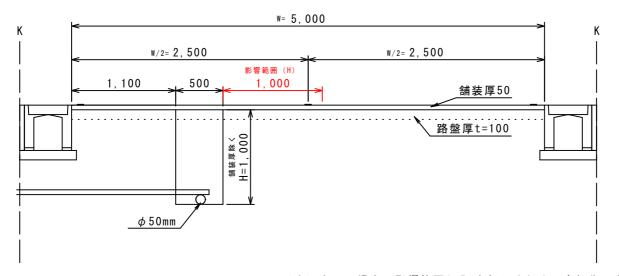
横断方向の考え方 (外側線有)

半幅復旧の例



(注) 今回の場合、影響範囲2.5mより小さいため、半幅復旧となる。 *2.5m>1.0+0.5+0.3=1.8m

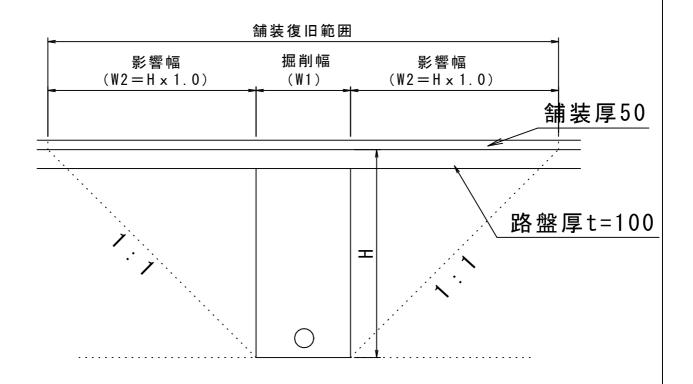
全幅復旧の例



(注) 今回の場合、影響範囲2.5mを超えるため、全幅復旧となる。 *2.5m<1.0+0.5+1.1=2.6m

【別表2】

縦断方向の考え方



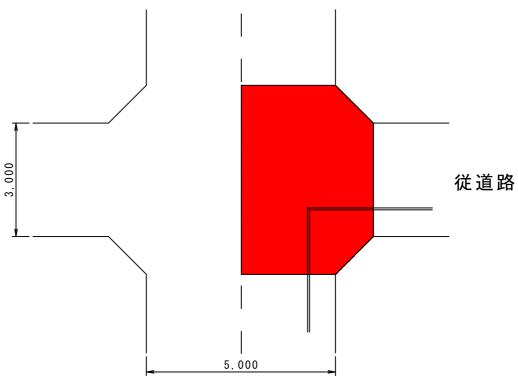
舗装復旧幅の基準は、掘削幅+影響幅とする。 ※舗装の切れ目・近接舗装部分まで1.0m未満の場合は、復旧範囲に含める。

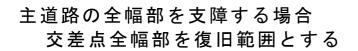
【別表3】

交差点部の考え方

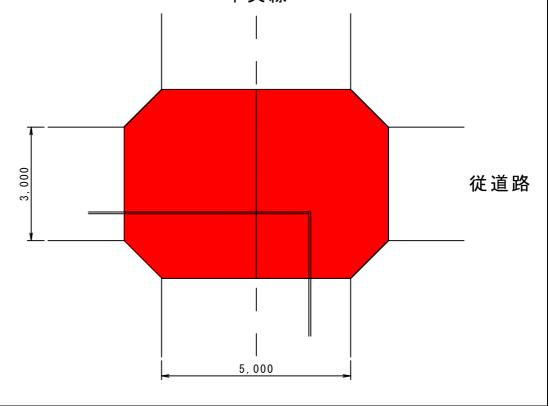
主道路の半幅部を支障する場合 交差点半幅部を復旧範囲とする

主道路中央線





主道路 中央線



【別表4】

車道部の舗装構成(透水性舗装以外)

単位:mm

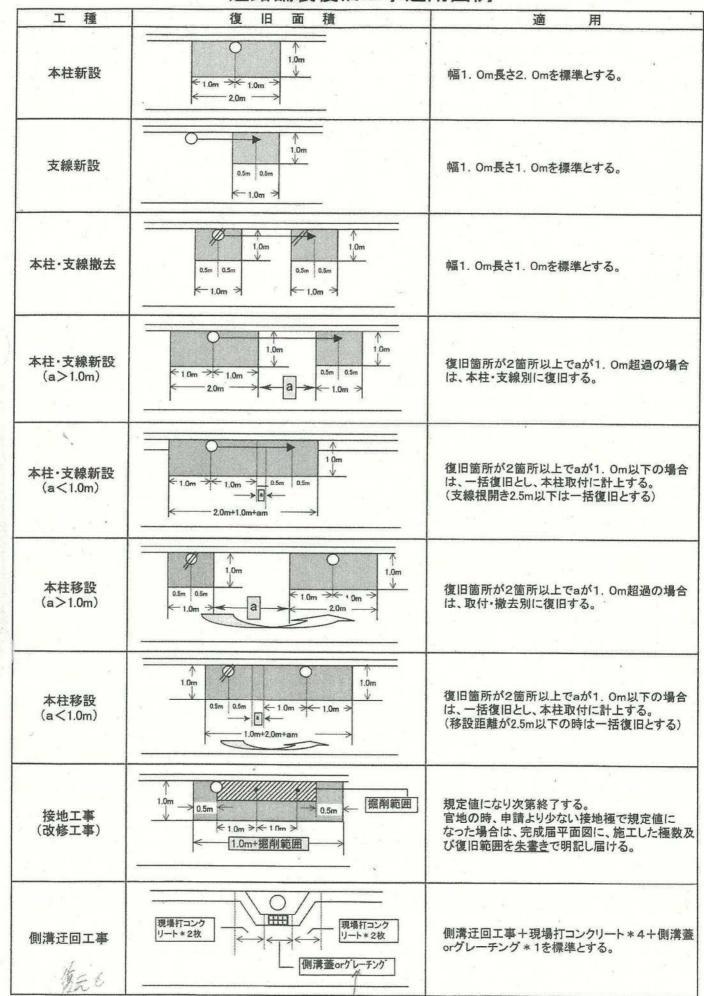
	一層	二層
As舗装	<u>密粒 As</u> 0.5 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	密粒 As 050 粗粒 As 050 粒調砕石 001

歩道等の舗装構成(透水性舗装以外)

単位:mr

	一般部	4t以下乗入部	4t以上乗入部
As舗装	一 細粒 As 切込砕石 000 	一 細粒 As 0g	<u>細粒 As</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>9</u>
Con舗装	18-8-25BB 02 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	18-8-25BB 00 切込砕石 0 <u>c</u>	18-8-25BB 00
インターロッキング 平板 ブロック	ブロック 09 砂 08 切込砕石 00	ブロック 砂 砂 切込砕石 08 08 08	ブロック 08 モルタル1:3 00 Con 00 切込砕石 051
レンガ タイル	モルタル1:3 Con 02 切込砕石 00	モルタル1:3 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	モルタル1:3 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00

道路舗装復旧工事適用図例



※舗装の切れ目・近接舗装部分まで1.0m未満の場合は、復旧範囲に含める。